
プロジェクト	実務対応 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いについて
項目	第 137 回実務対応専門委員会及び第 448 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 137 回実務対応専門委員会(2020 年 12 月 23 日開催)及び第 448 回企業会計基準委員会(2020 年 12 月 24 日開催)で議論された、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いの事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

II. 分析について聞かれた意見

コメントへの対応案について

第 137 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. 事前交付型の権利確定日を明確化すべきであるというコメントに関して、現時点では本実務対応報告が適用される取引はなく、今後取引が行われていくということは認識しているものの、今後の実務において判断に迷う事がないように、より具体的な記載として頂きたい。
3. 事後交付型において交付されることとなる株式について、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定の設例を示すことが必要と考えられるとのコメントに対して、1 株当たり当期純利益適用指針においてストック・オプションが存在する場合の設例が示されている旨の記載がされているが、本実務対応報告が適用される取引に当該設例を具体的にどう適用するのかが明確になるようにして頂きたい。

第 448 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 対象勤務期間についてのコメントに対して本実務対応報告の文案の修正を行っているのであれば、コメントへの対応においてその旨を記載すべきである。

実務対応報告の文案について

第 137 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

5. 現物出資構成による取引に本実務対応報告が適用されないことの理由として、法的

性質がそれぞれ異なることがより明確になるようにして頂きたい。

6. 対象勤務期間について、定義においては、通常は「契約において定められた期間」とされている一方で、結論の背景のなお書きでは「契約に定められているか否かに関わらず、実質的に取締役等の勤務が求められる期間となる」とされており、これらの適用関係について明確化すべきである。
7. 事後交付型について、結論の背景において「ストック・オプションとの類似性を重視して純資産の部の株主資本以外の項目として計上することとした。」と記載されているが、当該記載は、実務対応報告が適用される取引を対象とした記載であることをより明確にして頂きたい。

第 448 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

8. 現物出資構成による取引に本実務対応報告が適用されないことの原因について、何が要因なのかがより分かりやすい記載とすることを検討できないか。

以 上